

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）（本文）

（目次）看護学研究科 看護学専攻（D）

1. 養成する人材の修了後の進路として、看護教育者、看護研究者及び看護実践者を挙げており、それぞれの人材に求められる能力は一般的に異なると考えられるが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び科目の配置の関係性について明確に説明されていないことから、以下の点も踏まえ、改めて整理し具体的に説明した上で、必要に応じて適切に改めること。

（1）本研究科は、「既存の修士課程で開講している8つの看護学領域(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・精神看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学)での教育・研究を融合・発展させた「3つの看護学領域(基盤看護学領域・ケア実証看護学領域・地域包括看護学領域:各2分野)」を設定し、各領域を2分野に分けているが、各分野については特徴が記載されているのみであり、具体的な範囲や定義の説明がなく、これらの領域のそれぞれの分野と養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの各項目との関係性についても示されておらず、整合性や妥当性が判然としない。

（2）ディプロマ・ポリシー①において、「的確な臨床判断と看護理論や技術などについての深い学識のもと」との記載があるが、必修科目として設定されている科目のうち、看護理論に関する科目は共通科目区分の「看護研究特講」しか見受けられず、当該科目でディプロマ・ポリシーに掲げる看護理論の深い学識が修得できるか疑義がある。

（3）ディプロマ・ポリシー②で、「各々の看護専門領域のみならず、周辺学問領域等も含め学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求」との記載があるが、本専攻科の教育課程をみると主に看護専門領域の授業科目のみで構成されており、「周辺学問領域も含め学際的な視点」を身につける教育課程となっているとは判断できない。

（是正事項）・・・・・・・・・・ 2

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性について疑義があるため、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、本専攻の教育課程が、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。その際、3つの看護学領域のそれぞれ、養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの各項目、カリキュラム・ポリシーの各項目、各授業科目について、関係図などを活用しつつ、整合し、妥当なものとなっていることを具体的に説明すること。

（是正事項）・・・・・・・・・・ 10

3. 「設置の趣旨等を記載した書類」の中の、「学位授与の考え方・論文指導体制等」について、学位論文の審査基準が見受けられないため、具体的に説明すること。

（是正事項）・・・・・・・・・・ 13

4. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

（是正事項）・・・・・・・・・・ 15

【設置の趣旨・目的等】

1. 養成する人材の修了後の進路として、看護教育者、看護研究者及び看護実践者を挙げており、それぞれの人材に求められる能力は一般的に異なると考えられるが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び科目の配置の関係性について明確に説明されていないことから、以下の点も踏まえ、改めて整理し具体的に説明した上で、必要に応じて適切に改めること。
  - (1) 本研究科は、「既存の修士課程で開講している8つの看護学領域(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・精神看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学)での教育・研究を融合・発展させた「3つの看護学領域(基盤看護学領域・ケア実証看護学領域・地域包括看護学領域:各2分野)」を設定し、各領域を2分野に分けているが、各分野については特徴が記載されているのみで、具体的な範囲や定義の説明がなく、これらの領域のそれぞれの分野と養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの各項目との関係性についても示されておらず、整合性や妥当性が判然としない。
  - (2) ディプロマ・ポリシー①において、「的確な臨床判断と看護理論や技術などについての深い学識のもと」との記載があるが、必修科目として設定されている科目のうち、看護理論に関する科目は共通科目区分の「看護研究特講」しか見受けられず、当該科目でディプロマ・ポリシーに掲げる看護理論の深い学識が修得できるか疑義がある。
  - (3) ディプロマ・ポリシー②で、「各々の看護専門領域のみならず、周辺学問領域等も含め学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求」との記載があるが、本専攻科の教育課程をみると主に看護専門領域の授業科目のみで構成されており、「周辺学問領域も含め学際的な視点」を身につける教育課程となっているとは判断できない。

(対応)

設置の趣旨等を記載した文書において、本研究科博士課程で構想している「3つの看護学領域(基盤看護学領域・ケア実証看護学領域・地域包括看護学領域:各2分野)」について、その教授内容の範囲や定義、養成したい人材像について追記した。

また、博士課程修了後の進路として挙げた「看護実践者、看護教育者及び看護研究者の修得すべき能力」についても、ディプロマ・ポリシーに追記するとともに「(4) 育成する人材像と修了後の進路」にて示した。

是正事項1(2)、(3)を受けて、「共通科目」には、ディプロマ・ポリシー①で示した「看護理論」の深い学識を修得させる科目として「看護哲学・理論特講」を新設した。併せて、ディプロマ・ポリシー②で示した「周辺学問領域も含め学際的な視点」を養う科目として「学際的看護ケア特講」を配置した。これにより、従来から構想していた教育課程の「教授内容の範囲と養成したい人材像」とを合致させ、看護実践の基盤となる看護理論に関する理解を深めさせ、看護学周辺領域の知識や視点を含め学際的に看護課題を検討させる教育であることを明示することができた。また、上記科目の配置に伴い、カリキュラム・ポリシーの追加を行った。

新	旧
<p><b>【基盤看護学領域】</b></p> <p>当該領域では、<u>修士課程の基礎看護学領域(看護倫理学・看護教育学・看護管理学を含む)を</u>発展させ、<u>院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得するために2つの分野を設定する。</u></p> <p>まず1つめは、「看護教育・キャリア開発分野」で、看護教育の歴史を紐解きながら、時代とともに変遷する看護教育の現状と今日的課題を明らかにするとともに、看護学の教授方法についても探求し、次世代を支える看護職の養成や臨床現場での現任教育についての研究に取り組む。またキャリア開発では、現行の看護政策のもと時代に合致した看護職(個人/組織レベル)のキャリア開発や組織の管理運営方法について探求し、変化し続ける社会に対応するため、新たな看護職者のキャリア開発・組織化等について研究に取り組む。</p> <p>2つ目は「看護倫理学分野」で、ケア対象者の価値観が多様化する今日において、看護ケアを提供するにあたり基盤となる人権尊重や医療現場で起こる様々な倫理問題について、現状分析のもと、その解決策と看護職に求められる倫理的責務について探求する。各々の看護専門領域で生じている倫理問題や課題について、倫理・哲学・法律等も踏まえ、幅広い視点から研究に取り組む。</p> <p><u>前述の「2) 設置の必要性と求められる人材像」で示したように、科学技術の進歩に伴う医療の高度化・複雑化、人々の価値観の多様化などから、看護実践においても、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識に基づいた高度な看護実践力や、人間の尊厳と権利擁護を基盤にしたヒューマンケアへの深い理解が求められるようになった。よって、看護職養成機関や臨床現場における教育体制の質的向上も喫緊の課題である。</u></p> <p><u>ゆえに、本領域では、看護教育・看護職のキャリア開発、看護倫理学について、高度な理論や知識を備えた看護系大学教員や医療現場における現任教育担当者の育成の他、医療現場で起こる様々な倫理問題の解決に向けて組織内外を横断的に調整し、最善の解決へと導くことので</u></p>	<p><b>【基盤看護学領域】</b></p> <p>当該領域では、2つの分野を設定する。まず1つめは、「看護教育・キャリア開発分野」で、看護教育の歴史を紐解きながら、時代とともに変遷する看護教育の現状と今日的課題を明らかにするとともに、看護学の教授方法についても探求し、次世代を支える看護職の養成や臨床現場での現任教育についての研究に取り組む。またキャリア開発では、現行の看護政策のもと時代に合致した看護職(個人/組織レベル)のキャリア開発や組織の管理運営方法について探求し、変化し続ける社会に対応するため、新たな看護政策の策定視点や看護職者のキャリア開発・組織化等についての研究を目指す。</p> <p>2つ目は「看護倫理学分野」で、ケア対象者の価値観が多様化する今日において、看護ケアを提供するにあたり基盤となる人権尊重や医療現場で起こる様々な倫理問題について、現状分析のもと、その解決策と看護職に求められる倫理的責務について探求する。各々の看護専門領域で生じている倫理問題や課題について、倫理・哲学・法律等も踏まえ、幅広い視点から研究に取り組む。</p>

きる高度な看護実践者、教育や倫理に関して新たな知見を提示できる看護学研究者の育成を目的とする。

### 【ケア実証看護学領域】

当該領域は、修士課程の成人看護学・老年看護学・小児看護学領域の3領域を含み、院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得し、新たなケア等について、その実現可能性や効果を探求するために、2つの分野を配置する。

1つめは「成人・高齢者看護実践開発分野」で、各々の看護専門領域の専門性のもと、成人期から高齢者に至るケア対象者の身体的・精神的・社会的 QOL の向上や、スピリチュアルケアについて実証的にアプローチし、独創的探究のもと、新たなケア方法論について、またライフステージの最期を迎えた高齢者や家族がそれぞれに QOL を大切に生活できる質の高い援助方法等に関する研究に取り組む。

2つ目は「小児看護実践開発分野」で、子どもの発達段階や家族のニーズに即した質の高いケア方法論(子どもの健康・生活支援、母子関係論など)、ケア対象者の継続的な QOL の向上を可能とする研究等に取り組む。

前述した昨今の社会的状況から、看護職には、ケア対象者の発達段階に配慮し、その人の健康・生活課題に対して的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、QOL の質的向上につながる高度な看護実践力が求められている。また、看護が実践の科学である以上、ケア方法の開発や実証に取り組むことは、教育および研究分野でも欠くことができない。

よって、本領域では、当該学問分野を専門とする高度な看護実践者および看護学教育者・看護学研究者の人材育成を目指す。

### 【地域包括看護学領域】

当該領域は、修士課程の公衆衛生看護学・在宅看護学領域の2領域を含み、院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得し、時代の変遷とともに多様化・複雑化する地域における看護活動への要請に対して、包

### 【ケア実証看護学領域】

2つの分野を配置し、1つめは「成人・高齢者看護実践開発分野」で、各々の看護専門領域の専門性のもと、成人期から高齢者に至るケア対象者の身体的・精神的・社会的 QOL の向上や、スピリチュアルケアについて実証的にアプローチし、独創的探究のもと、新たなケア方法論について、またライフステージの最期を迎えた高齢者や家族がそれぞれに QOL を大切に生活できる質の高い援助方法等に関する研究に取り組む。

2つ目は「小児看護実践開発分野」で、子どもの発達段階や家族のニーズに即した質の高いケア方法論(子どもの健康・生活支援、母子関係論など)、ケア対象者の継続的な QOL の向上を可能とする研究等に取り組む。

### 【地域包括看護学領域】

2つの分野を設定する。1つめは、「地域・在宅支援看護学分野」である。前述したように、現代社会は少子高齢化による核家族化が顕著で、また高齢者単身世帯も急激に増加し、3世代同居時代とは異なる生活形態・様式にある。よ

括的な視点から効果的な看護を提供できる能力を培うことを目的に2つの分野を設定する。

1つめは、「地域・在宅支援看護学分野」である。前述したように、現代社会は少子高齢化による核家族化が顕著で、また高齢者単身世帯も急激に増加し、3世代同居時代とは異なる生活形態・様式にある。よって国も、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指している。ゆえに、看護の観点からの地域生活支援の需要も非常に高い。そこで、「地域・在宅支援看護学分野」では、地域で生活するケア対象者の健康の保持増進に向けた取り組みや、健康・生活問題を抱えた在宅療養者やその家族のQOLの向上を目指し、多職種との連携・協働も含め新たなケア方法の開発等に向けた研究に取り組む。

2つ目は「地域保健看護学分野」で、地域で生活する人々が様々なライフステージに応じた健康管理行動がとれるよう、ヘルスプロモーションの視点から支援し、住民の健康やQOLの向上を目指した研究等を目指す。

近年、人々が住み慣れた地域でよりよい健康を獲得・継続するための施策や支援、また可能な限り在宅で最期までその人らしく生活し続けることを実現するための質の高い地域包括ケアシステムの構築が目指されている。よって、看護職には、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、地域で生活する人々のQOLの向上に貢献できる高度な看護実践力や、括的な視点から捉えたケア対象者への支援が求められている。また、看護基礎教育課程でも、国の政策のもと「地域包括支援」に関する科目の配置や、臨床現場でも病院-地域-ケア対象者の有機的な連携・協働の重要性が強調されている。

ゆえに、本領域では、当該学問分野を専門とする高度な看護実践者および看護学教育者・看護学研究者の人材育成を目指すこととする。

って国も、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指している。ゆえに、看護の観点からの地域生活支援の需要も非常に高い。そこで、「地域・在宅支援看護学分野」では、地域で生活するケア対象者の健康の保持増進に向けた取り組みや、健康・生活問題を抱えた在宅療養者やその家族のQOLの向上を目指し、多職種との連携・協働も含め新たなケア方法の開発等に向けた研究に取り組む。

2つ目は「地域保健看護学分野」で、地域で生活する人々が様々なライフステージに応じた健康管理行動がとれるよう、ヘルスプロモーションの視点から支援し、住民の健康やQOLの向上を目指した研究等を目指す。

新	旧
<p><b>【ディプロマ・ポリシー】</b></p> <p>①変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解するとともに、的確な臨床判断と看護理論や技術などについての深い学識のもと、看護実践者ならびに教育者・研究者として、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる能力を有している。</p> <p>②①の課題や問題を解決するために、各々の看護専門領域のみならず、周辺学問領域等も含め学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築できる能力を有している。</p> <p>③研究者として高い倫理観を保ち、独創的な研究を行い、各々の看護専門領域でケア対象者の Quality of Life(QOL)の向上に貢献できる研究結果や、臨床及び教育現場等に還元できる新たな知見を産出した学位論文を作成し、公表することができる。</p> <p>&lt;看護実践者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>博士課程で培った能力や知見を、それぞれの現場で活用し、ケア対象者の QOL の向上を目指した高度な看護実践を提供することができる能力がある。</u></li> <li>・<u>ケア対象者の多様化・複雑化する健康・生活課題に対して、その解決に向けてリーダーシップを発揮し指導的な役割を担うことができる能力がある。</u></li> </ul> <p>&lt;看護学教育者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>博士課程で培った能力や知見を、個別または集団への質の高い講義や演習、実習に活用することができる能力がある。</u></li> <li>・<u>看護を志す人や現場の看護職の成長やキャリア開発について指導的な役割を担うとともに、自身の教育力の向上のために研鑽を重ねることができる能力がある。</u></li> </ul> <p>&lt;看護学研究者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>博士課程で培った能力や知見をもとに、研究課題を見出し、高い倫理観をもって研究に取り組み、</u></li> </ul>	<p><b>【ディプロマ・ポリシー】</b></p> <p>①変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解するとともに、的確な臨床判断と看護理論や技術などについての深い学識のもと、看護実践者ならびに教育者・研究者として、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる能力を有している。</p> <p>②①の課題や問題を解決するために、各々の看護専門領域のみならず、周辺学問領域等も含め学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築できる能力を有している。</p> <p>③研究者として高い倫理観を保ち、独創的な研究を行い、各々の看護専門領域でケア対象者の Quality of Life(QOL)の向上に貢献できる研究結果や、臨床及び教育現場等に還元できる新たな知見を産出した学位論文を作成し、公表することができる。</p>

<p><u>その成果を社会に還元し続けることができる能力がある。</u></p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (12 ページから 13 ページ)

新	旧
<p><b>(2) 教育課程の特色</b></p> <p><b>1) 科目区分の設定および趣旨について</b></p> <p>科目群は、「共通科目」「専門科目」「研究科目」で編成する。</p> <p><u>「共通科目」では、「研究遂行および統計解析能力」を修得する他、「高度な臨床判断能力」を培い、「看護実践の基盤となる看護理論」に関する理解を深めさせ、看護学周辺領域の知識や視点を含め学際的に看護課題を検討することができる能力を育成する科目を配置している。</u></p> <p>「専門科目」は「特講」「演習」形式とする。</p> <p>「特講」では、学生が専門分野で修得してきたこれまでの学修成果を深奥的に探究し発展させるための能力を培う。「演習」では、「特講」での学習成果をもとに自身の研究課題を考究し、「研究科目(看護学特別研究)」の履修も介して、研究課題に関する文献レビューやクリティークをしながら、情報収集力・読解力・批判的思考力・論理性・創造性などの研究遂行能力を培うことを目的とする。</p> <p>以下に、各科目の概要と教育方法、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する位置づけを述べる。</p> <p><b>2) 共通科目</b></p> <p><u>5つの必修科目、「看護研究特講」「高度実践病態生理学特講」「応用統計学特講」「看護哲学・理論特講」「学際的看護ケア特講」を配置する。</u></p>	<p><b>(2) 教育課程の特色</b></p> <p><b>1) 科目区分の設定および趣旨について</b></p> <p>科目群は、「共通科目」「専門科目」「研究科目」で編成し、「専門科目」は「特講」「演習」形式とする。「特講」では、学生が専門分野で修得してきたこれまでの学修成果を深奥的に探究し発展させるための能力を培う。「演習」では、「特講」での学習成果をもとに自身の研究課題を考究し、「研究科目(看護学特別研究)」の履修も介して、研究課題に関する文献レビューやクリティークをしながら、情報収集力・読解力・批判的思考力・論理性・創造性などの研究遂行能力を培うことを目的とする。</p> <p>以下に、各科目の概要と教育方法、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する位置づけを述べる。</p> <p><b>2) 共通科目</b></p> <p>3つの必修科目、「看護研究特講」「高度実践病態生理学特講」「応用統計学特講」を配置する。</p>

新	旧
<p><b>【看護哲学・理論特講(1年次前期 1 単位 15 時間)】</b></p> <p>当該科目は、哲学や思想のもとに看護理論家が開発した看護概念や理論を概観し、理論の構造や看護現象との関係性について理解を深め、看護実践の基盤である看護理論を開発することの意義・重要性についての学び、理論構築に向けた基礎的能力を培うことを目的に配置する。学修成果は、課題レポートやプレゼンテーションの内容・ディスカッションから、科目到達目標の達成度を評価する。</p> <p>講義は、2名の教授職(看護教員=吉澤千登勢・平川美和子)によるオムニバス形式で実施し、科目責任者(吉澤千登勢)が全体を取りまとめる。</p> <p>当該科目は、ディプロマ・ポリシー①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシー④の(看護理論についての深い学識を備える)の科目として配置する。</p> <p><b>【学際的看護ケア特講(1年次後期 1 単位 15 時間)】</b></p> <p>看護のケア対象者が抱える健康・生活課題も複雑化・重層化している今日、看護職の専門性だけでは解決できない問題も多く、学際的・横断的な視野に立った看護実践力が不可欠である。よって、様々な看護現象を、看護学の視点からだけでなく看護を取り巻く関連分野も踏まえ学際的な視点から捉え、主体的に探求する能力を修得するために当該科目を配置する。学修成果は、プレゼンテーションの内容やディスカッションから、科目到達目標の達成度を評価する。</p> <p>講義は、5名の教授職(看護教員=工藤恵子・吉澤千登勢、本学他学科の教員=作業療法士:坂本美香・薬剤師:井手口直子・鍼灸師:宮崎</p>	<p>(追加)</p>

彰吾)および准教授(本学他学科の教員=理学療法士:芳野純)と講師(精神保健福祉士/公認心理師:島津直実)による計7名のオムニバス形式で実施し、科目責任者(工藤恵子)が全体を取りまとめる。

当該科目は、ディプロマ・ポリシー①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシー④の(学際的な視点からの探求)の科目として配置する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(12ページ)

新	旧
<p><b>【カリキュラム・ポリシー】</b></p> <p>①共通科目では、看護学研究(量的・質的)を遂行するために必要な方法論的基盤を強化し、高度な研究能力と研究を行う際に求められる適切な倫理的姿勢を培うための科目を配置する。</p> <p>②①の高度な研究能力をさらに深めるために、共通科目にリテラシー(統計学の知識をもとにした統計解析手法)に関する科目を配置する。</p> <p>③共通科目に、専攻する看護学領域(分野)における研究課題を臨床判断に基づいて的確に分析し検証できる能力を養う科目を配置する</p> <p>④共通科目に、看護理論等について深い学識を備えるとともに、研究課題について学際的な視点から探求できる能力を養う科目を配置する。</p> <p>⑤専門科目では、3つの看護学領域(分野)の教育・人材育成方針に基づいた、高度な知識と技能を修得するために「特講」「演習」科目を配置する。</p> <p>⑥研究科目では、博士論文の作成に向けて、自ら共通科目・専門科目における学修成果を主体的に活用し、自身の研究課題について新たな知見を創出できる能力を培うために「看護学特別研究」を配置する。</p>	<p><b>【カリキュラム・ポリシー】</b></p> <p>①共通科目では、看護学研究(量的・質的)を遂行するために必要な方法論的基盤を強化し、高度な研究能力と研究を行う際に求められる適切な倫理的姿勢を培うための科目を配置する。</p> <p>②①の高度な研究能力をさらに深めるために、共通科目にリテラシー(統計学の知識をもとにした統計解析手法)に関する科目を配置する。</p> <p>③共通科目に専攻する看護学領域における研究課題を臨床判断に基づいて的確に分析し、検証できる能力を養う科目を配置する。</p> <p>④専門科目では、上記3つの看護学領域の教育方針に基づいた、高度な知識と技能を修得するために「特講」「演習」科目を配置する。</p> <p>⑤研究科目では、博士論文の作成に向けて、自ら共通科目・専門科目における学修成果を主体的に活用し、自身の研究課題について新たな知見を創出できる能力を培うために「看護学特別研究」を配置する。</p>

【教育課程等】

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性に疑義があるため、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、本専攻の教育課程が、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。その際、3つの看護学領域のそれぞれ、養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの各項目、カリキュラム・ポリシーの各項目、各授業科目について、関係図などを活用しつつ、整合し、妥当なものとなっているかを具体的に説明すること。

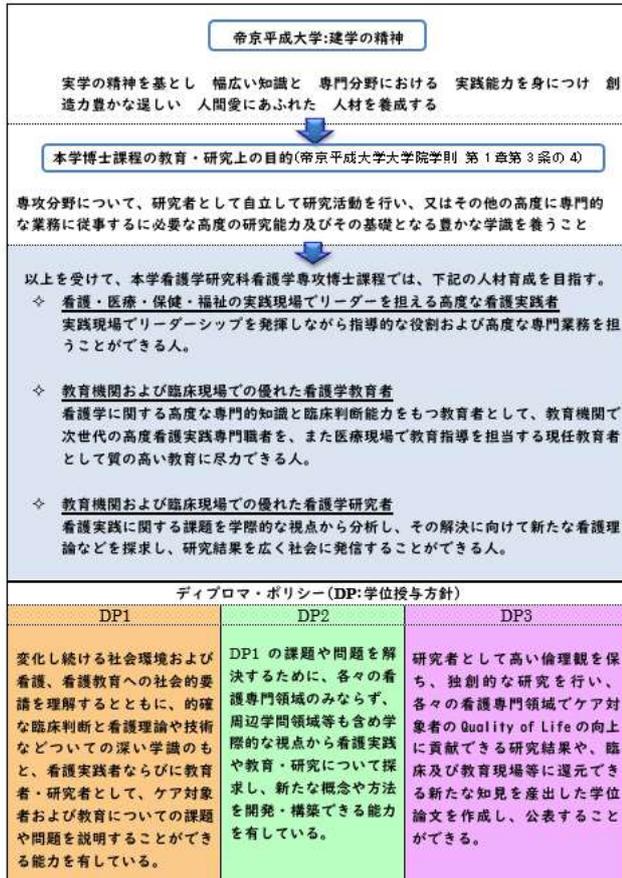
(対応)

審査意見1も踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類「4)研究科目」のあとに、「5) ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシーと各科目との関連について」を追記し、ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシーと各科目との関連性を説明した。併せて、帝京平成大学大学院看護学研究科博士課程 CP・DP と教育課程の対応表を作成し、図による説明を行う(資料1)。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (18ページから21ページ)

新	旧
<p><u>5) ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシーと各科目との関連について</u></p> <p><u>1) 各授業科目のディプロマ・ポリシーに対する位置づけについて</u></p> <p><u>本学の学是である「建学の精神」-「博士課程の教育・研究上の目的」-「看護学研究科博士課程の目指す人材養成像」と各授業科目のディプロマ・ポリシーに対する位置づけを、下記の【カリキュラム関係図】に示した。</u></p>	<p>(追加)</p>

【本看護学研究科看護学専攻博士課程 カリキュラム関係図】



上記の DP1~3(共通項目)に加え、看護実践者・看護学教育者(看護系大学教員/医療現場における現任教養担当者)・看護学研究者は、それぞれ、以下の能力を身につけることとする。

<看護実践者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、それぞれの現場で活用し、ケア対象者の QOL の向上を目指した高度な看護実践を提供することができる能力がある。
- ・ケア対象者の多様化・複雑化する健康・生活課題に対して、その解決に向けてリーダーシップを発揮し指導的な役割を担うことができる能力がある。

<看護学教育者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、個別または集団への質の高い講義や演習、実習に活用することができる能力がある。
- ・看護を志す人や現場の看護職の成長・キャリア開発について指導的な役割を担うとともに、自身の教育力の向上のために研鑽を重ねることができる能力がある。

<看護学研究者>

- ・博士課程で培った能力や知見をもとに、研究課題を見出し、高い倫理観をもって研究に取り組み、その成果を社会に還元し続けることができる能力がある。

		科目名	単位/配当年次・修了要件	DP1	DP2	DP3	
共通科目	必修	看護学研究特講(研究倫理を含む)	2/1 年前期	◎	◎	◎	
		高度実践病態生理学特講	1/1 年後期	◎	○	◎	
		応用統計学特講	1/1 年後期	◎	○	◎	
		看護哲学・理論特講	1/1 年前期	◎	◎	◎	
		学際的看護ケア特講	1/1 年後期	◎	◎	◎	
専門科目	選択	看護教育・キャリア開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		看護教育・キャリア開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		看護倫理学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		看護倫理学演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		成人・高齢者看護実践開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		成人・高齢者看護実践開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		小児看護学実践開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		小児看護学実践開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		地域・在宅支援看護学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		地域・在宅支援看護学演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		地域保健看護学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
地域保健看護学演習	2/1 年後期	◎	◎	○			
研究科目(必修)		看護学特別研究	6/1~3年 通年	必修 6単位	◎	◎	◎
◎=DP の能力形成に関連が強い科目 ○=DP 能力形成関連科目				16 単位(総単位数)			

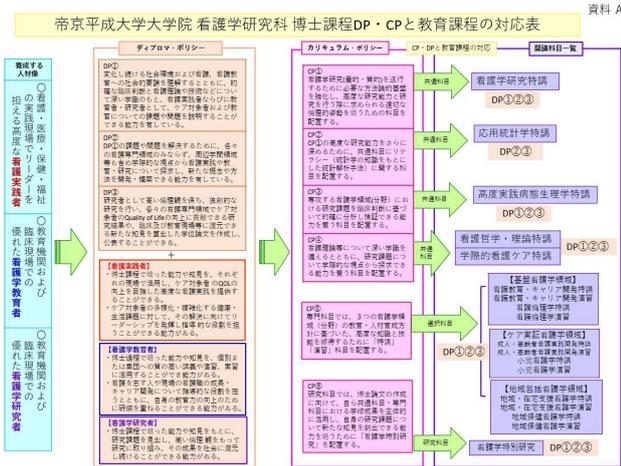
2) 各授業科目とカリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの関連について

前項で示したディプロマ・ポリシーを達成するための学修として配置した各授業科目のカリキュラ

ム・ポリシーに関する位置づけと関連するディプロマ・ポリシーについて、資料 A.【帝京平成大学大学院 看護学研究科 博士課程 ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)と教育課程の対応表】に示した。

(追加)

資料 A (帝京平成大学大学院 看護学研究科 博士課程 ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)と教育課程の対応表)



3) 「目指す人材養成像-看護実践者・看護教育者・看護研究者」の履修モデルについて

下記に【履修モデル】を示した。

【看護実践者・看護教育者・看護研究者の履修モデル】

看護・医療・保健・福祉の実践現場でリーダーを担える高度な	教育機関および臨床現場での優れた	
◇ 看護実践者 例:生活習慣病の療養生活における QOL の質的向上および評価に関する研究	◇ 看護学教育者 例(研究テーマ):看護倫理教育に関する研究	◇ 看護学研究者 例:高齢社会における地域包括ケアプログラムの開発

科目名	単位/配当年次	履修モデル ○=履修科目		
		実践者	教育者	研究者
看護学研究特講(研究倫理を含む)	2/1 年前期	○	○	○
高度実践病態生理学特講	1/1 年後期	○	○	○
応用統計学特講	1/1 年後期	○	○	○
看護哲学・理論特講	1/1 年前期	○	○	○
学際的看護ケア特講	1/1 年後期	○	○	○
看護教育・キャリア開発特講	2/1 年前期			
看護教育・キャリア開発演習	2/1 年後期			
看護倫理特講	2/1 年前期		○	
看護倫理学演習	2/1 年後期		○	
成人・高齢者看護実践開発特講	2/1 年前期	○		
成人・高齢者看護実践開発演習	2/1 年後期	○		
小児看護学実践開発特講	2/1 年前期			
小児看護学実践開発演習	2/1 年後期			
地域・在宅支援看護学特講	2/1 年前期			○
地域・在宅支援看護学演習	2/1 年後期			○
地域保健看護学特講	2/1 年前期			
地域保健看護学演習	2/1 年後期			
研究科目(必修) 看護学特別研究	6/1~3 年(通年)	○	○	○

3. 「設置の趣旨等を記載した書類」の中の、「学位授与の考え方・論文指導体制等」について、学位論文の審査基準が見受けられないため、具体的に説明すること。

(対応)

審査意見をうけ、『設置の趣旨』の「(4) 学位授与の考え方・論文指導体制等」に「<博士論文審査基準>」を追加し、本学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程における学位論文の審査基準の説明を行う。

(資料2. 帝京平成大学看護学研究科博士課程博士論文審査基準)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (25ページから26ページ)

新	旧
<p>&lt;博士論文審査基準&gt;</p> <p>博士學位論文は、下記項目のすべての要件を満たしていることを基準に総合的に評価する。</p> <p>①学位論文の基礎となる学術論文について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専攻分野の査読付き学術雑誌に筆頭著者として原著論文が1編以上掲載されている、または掲載予定であること。(掲載予定である場合には、掲載予定を証明する書類を提出すること。)</li></ul> <p>②学位論文の内容に係る審査条件について</p> <p>a.研究テーマ・研究課題の学術的重要性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学術的もしくは社会的に重要な研究テーマであること。</li><li>・研究目的が明確で、研究課題がケア対象者のQuality of Life(QOL)の向上や臨床及び教育現場への貢献といった看護学の発展に寄与すること。</li></ul> <p>b.研究の新規性・独創性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・既知の事実を明示したうえで、研究で明らかとなった新たな知見が根拠を持って示され、今後に向けて新たな提案がなされていること。</li></ul> <p>c.研究の論理性・信頼性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・論文全体の構成を含め、研究目的、研究方法、結果、及び考察が、適切なデータや根拠に基づいており、一貫性のある合理的論述が展開され、研究テーマに対応した結論が的確かつ明確に示されていること。</li><li>・当該研究の限界や今後の課題などもが述べられていること。</li></ul> <p>d.研究倫理の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定された研究倫理教育を修了していること。</li></ul>	<p>(追加)</p>

・研究の全過程で、倫理的配慮が適切になされていること。

・研究手法やデータ、文献等の扱いが、研究倫理に照らして問題がないこと。

③ディプロマ・ポリシーに掲げる能力について  
学位申請者が、博士の学位を授与するに足る学力を有しているか、ディプロマ・ポリシーに照らして審査する。

・変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解する能力を備えている。

・的確な臨床判断を成し得る知識と、看護理論や技術に対する深い学識を有している。

・学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築する能力を備えている。

上記を博士論文審査基準とし、学校教育法施行規則 172 条の 2 第 3 号にのっとり、博士論文審査基準を大学ホームページにて公開をする。

(資料 B. 帝京平成大学大学院看護学研究科博士課程博士論文審査基準)。

資料B. 帝京平成大学大学院 看護学研究科 博士課程 博士論文審査基準

## 帝京平成大学大学院 看護学研究科

### 博士課程

博士学位論文は、下記項目のすべての要件を満たしていることを基準に総合的に評価する。

- ① 学位論文の基礎となる学術論文について
  - ・専攻分野の査読付き学術雑誌に筆頭著者として原著論文が 1 編以上掲載されている、または掲載予定であること。(掲載予定である場合には、掲載予定を証明する書類を提出すること。)
- ② 学位論文の内容に係る審査条件について
  - a. 研究テーマ・研究課題の学術的重要性
    - ・学術的もしくは社会的に重要な研究テーマであること。
    - ・研究目的が明確で、研究課題がケア対象者の Quality of Life(QOL)の向上や臨床及び教育現場への貢献といった看護学の発展に寄与すること。
  - b. 研究の新規性・独創性
    - ・既知の事実を明示したうえで、研究で明らかとなった新たな知見が根拠を持って示され、今後に向けて新たな提案がなされていること。
  - c. 研究の論理性・信頼性
    - ・論文全体の構成を含め、研究目的、研究方法、結果、及び考察が、適切なデータや根拠に基づいており、一貫性のある合理的論述が展開され、研究テーマに対応した結論が的確かつ明確に示されていること。
    - ・当該研究の限界や今後の課題などが述べられていること。
  - d. 研究倫理の遵守
    - ・指定された研究倫理教育を修了していること。
    - ・研究の全過程で、倫理的配慮が適切になされていること。
    - ・研究手法やデータ、文献等の扱いが、研究倫理に照らして問題がないこと。
- ③ ディプロマ・ポリシーに掲げる能力について  
学位申請者が、博士の学位を授与するに足る学力を有しているか、ディプロマ・ポリシーに照らして審査する。
  - ・変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解する能力を備えている。
  - ・的確な臨床判断を成し得る知識と、看護理論や技術に対する深い学識を有している。
  - ・学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築する能力を備えている。

(追加)

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

**【教員組織】**

4. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

補正申請時に看護学特別研究に教員 6 名（教授 2 名、准教授 4 名）を担当教員として追加し、大学院設置基準上適切な教員組織とする。

なお、前回申請にて審査保留となっていた教授 1 名については、教育研究業績調書を整え再提出する。

(新旧対照表) 看護学特別研究担当教員

個人情報の記載があるため非公開。